

第2次琴浦町男女共同参画プラン

平成25年3月

琴 浦 町

はじめに

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会へと転じたわが国において、将来にわたり持続可能で活力ある社会を維持していくためには、私たち一人ひとりが、固定的性別役割分担意識という古い衣を脱ぎ捨て、新たな意識を共有し、男女共同参画社会の実現へと歩みを進めていくことが、たいへん重要であると認識しています。

琴浦町ではこれまで、平成18年9月に制定された琴浦町男女共同参画推進条例に基づき、琴浦町男女共同参画プラン（第1次プラン：平成20年度から24年度）を策定し、男女共同参画の取組みを着実に推進してまいりました。

このたび、第1次プランの計画期間が終了するにあたり、琴浦町男女共同参画審議会の意見を踏まえ、さらなる取組みの前進を期して、第2次琴浦町男女共同参画プラン（平成25年度から29年度）を策定いたしました。

このプランにおいては、これまでの取組みと成果を総括する中で、今後重点的に取り組む施策の方向を明らかにするとともに、成果目標を具体的に示し、より実効性のある施策の推進を図ることとしました。

私たちが目指す男女共同参画社会は、性別にかかわらず、多様な選択の機会が与えられ、男女が能力を発揮し、心豊かにいきいきと暮らすことができる社会です。

今後とも、町民や事業者の皆様と協働し、また関係機関の方々と連携しながら、この計画を推進してまいります。

終わりになりますが、プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

琴浦町長 山下 一郎

目次

はじめに

第1章 プランの概要

- 1 策定の趣旨 p 1
- 2 計画の性格（位置づけ） p 1
- 3 計画策定に当たっての基本的な考え方 p 1
- 4 計画の基本テーマ p 2
- 5 計画の期間 p 2

第2章 施策の基本的な方向と具体的施策

- 1 施策の体系 p 3
- 2 施策の内容
 - 基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し p 4
 - 基本テーマ2 多様な生き方を選択できる社会の実現 p 11
 - 基本テーマ3 だれもが安心して暮らせる環境の整備 p 16

第3章 プランの推進体制 p 20

第4章 第2次琴浦町男女共同参画プランに係る成果目標 p 21

参考資料

- 資料1 琴浦町男女共同参画推進条例 p 22
- 資料2 男女共同参画社会基本法 p 28
- 資料3 琴浦町男女共同参画審議会委員名簿 p 36
- 資料4 琴浦町男女共同参画審議会検討経過 p 37

第1章 基本的な方針

1 策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会をつくることであり、わが国において取り組まれるべき最重要課題のひとつと位置づけられています。

琴浦町においては、平成18年に制定した琴浦町男女共同参画推進条例や平成20年に策定した第1次琴浦町男女共同参画プランに基づき、男女共同社会の実現に向けて様々な取組を推進してきました。その結果、審議会委員や管理職における女性の登用割合は増加しました。

一方で、平成23年11月に実施した男女共同参画町民意識調査では「社会通念や慣習、しきたり」「政治の場」などの分野で「男性が優遇されている」と回答した人の割合が男女ともにいずれも5割を超えるなど、男女共同参画の現状はまだ道半ばの状況です。

第2次琴浦町男女共同参画プランは、第1次プランの理念を継承しつつ、町民意識調査の結果を踏まえて評価と検証を行い、本町における男女共同参画社会の形成がさらに進むよう、実効性のある行動計画として策定するものです。

2 計画の性格（位置づけ）

- (1) このプランは男女共同参画基本法の理念に則り、琴浦町男女共同参画条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものです。
- (2) このプランは第一次琴浦町総合計画（後期計画）との整合性を図り、琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画、琴浦町次世代育成支援行動計画等の個別計画を横断的に結びつけて、本町における男女共同参画社会の実現に向けた町の基本的な取組の方向と具体的な施策を示したものです。

3 計画策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 実効性のある計画とするため、できる限り具体的な数値目標を明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行います。
- (2) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（*1）」「子育て支援」「人権施策」など、各部局で横断的に実施している関連施策との連携を図ります。

4 計画の基本テーマ

基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

固定的性別役割分担意識（*2）をなくした男女平等社会の実現をめざします。

基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

男女がともに個性と能力を發揮できる職場環境づくりを支援し、仕事と生活の調和がとれた生活の実現をめざします。

基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現をめざします。

5 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

（*1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

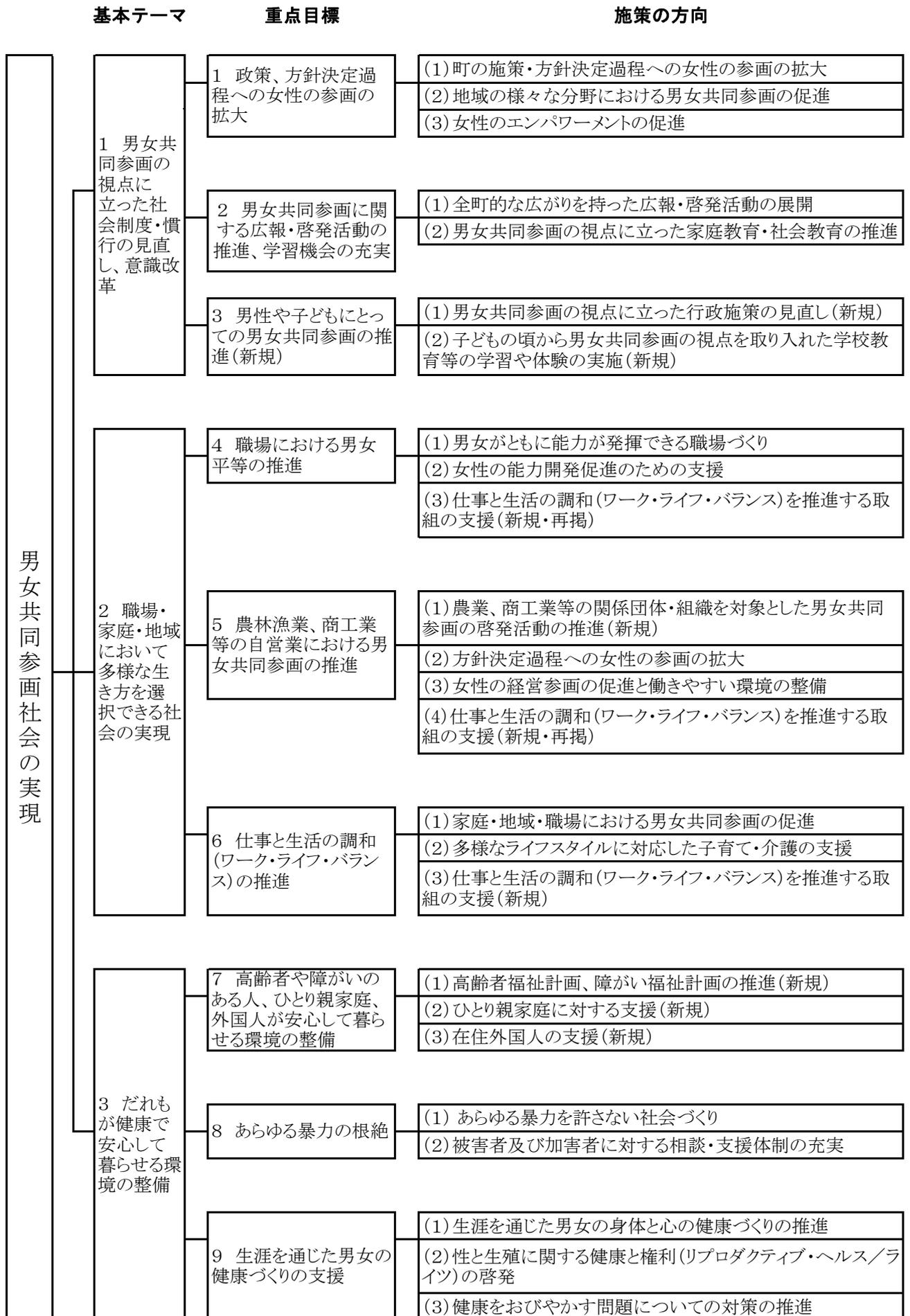
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

（*2）固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識

第2章 施策の基本的な方向と具体的施策

第2次琴浦町男女共同参画プラン 施策の体系



基本テーマ 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等社会の実現をめざします。

重点目標 1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

現状

男女共同参画町民意識調査では、「男女がもっと平等になるために必要なこと」として「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習やしきたりを改める」と答えた人がおよそ6割と、社会全体において、まだまだ男性優位と感じている人が多い。

「公的活動の役員を頼まれたらどうするか」という質問では、女性回答者の3人に2人が「断る」と回答しており、地域活動における物事を決める過程への女性の参画が低い状況であることがわかった。

また、「自治会に女性の参画が少ない理由は何か」の回答の第1位が「家事・子育て・介護の負担が女性にかかっているから」となっており、女性の多忙さが参画を阻む要因のひとつとなっていることがうかがえる。

課題

性別にとらわれず、能力や実績に基づいて適任者を登用するなど、社会や地域の制度や慣行を男女共同参画という視点から見直す

誰もが住みやすいまちづくりを行うために、女性自身も方針決定過程に積極的に参画し、役割を担うことが必要

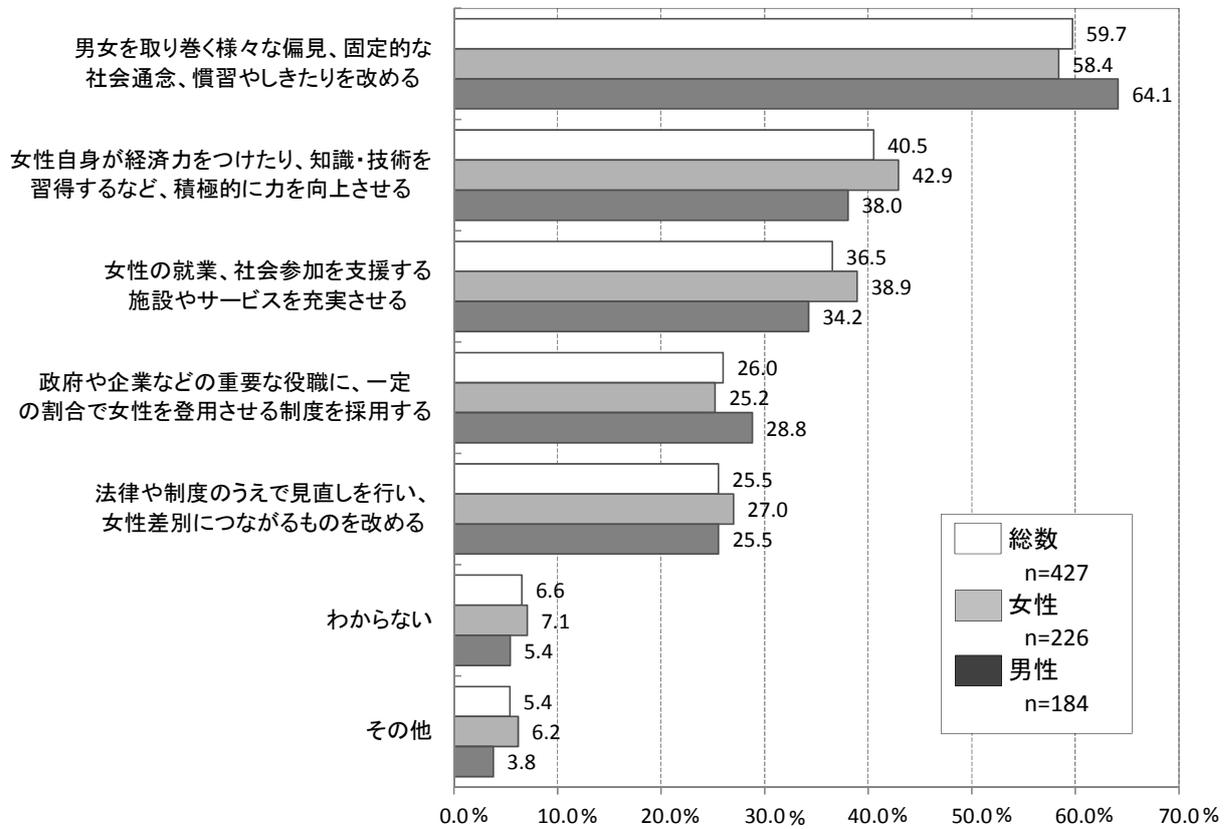
施策の方向

- (1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進（自治会、PTA等）
- (3) 女性のエンパワーメント（*）の促進

（*）エンパワーメント

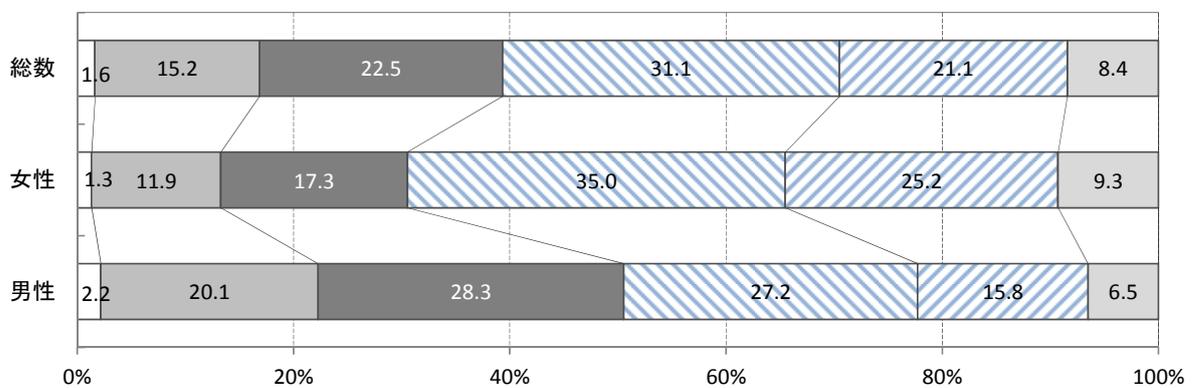
男女共同参画では、女性が社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけること

〔男女がもっと平等になるために必要なこと(総数・性別)〕

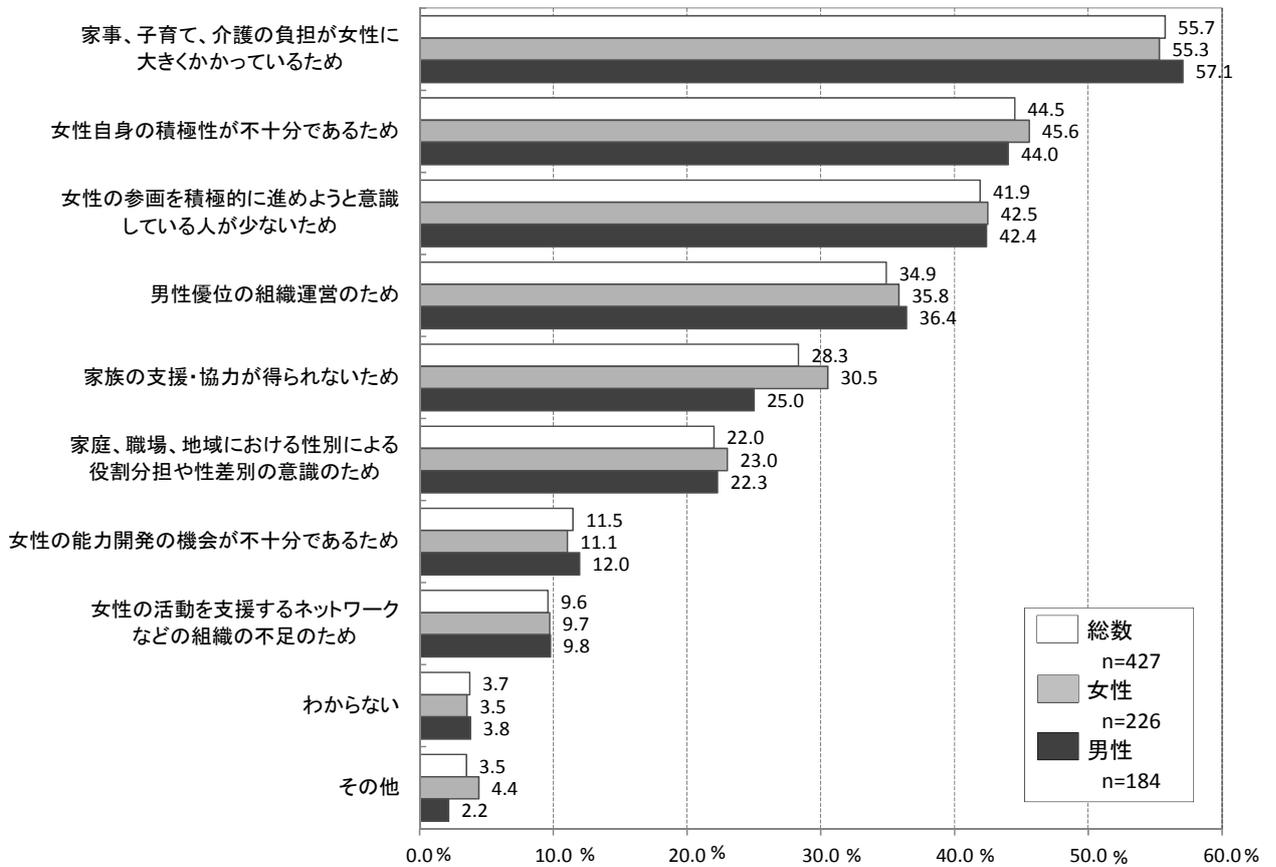


〔役員をたのまれたらどうするか(公的活動)総数・性別〕

- 頼まれたら喜んで引き受ける
- 家庭の事など周囲の状況が許せばできるだけ引き受ける
- できれば引き受けたくないが、やむを得ず引き受ける
- できれば引き受けたくないので、理由をつけて断る
- 絶対に取り上げない
- 無回答



〔自治会において女性の参画が少ない理由(総数・性別)〕



琴浦町男女共同参画町民意識調査 (平成 23 年)

重点目標 2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

現状

男女共同参画町民意識調査によると、家庭生活や職場など社会全体に「男性が優遇されている」と感じている人が多い。特に「社会通念」では男女ともに3人に2人が「男性優遇」と回答している。また、「男は仕事」「女は家庭」という考え方に男性のおよそ4割が「賛成」と回答するなど、私たちの意識の中に形づくられた固定的役割分担意識が根強く残っていることがうかがえる。

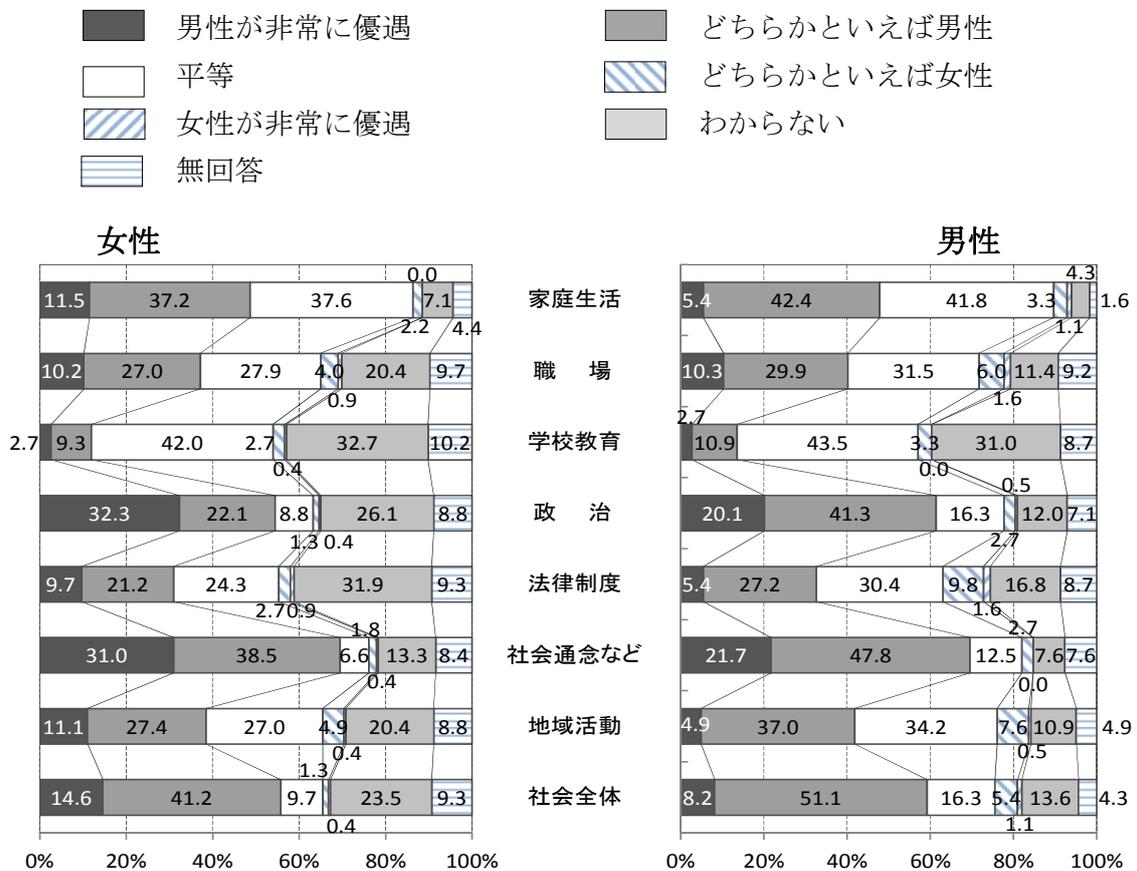
課題

地道な広報活動、啓発活動が必要
生涯にわたり、家庭・学校・地域・職場における教育・学習の充実

施策の方向

- (1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、社会教育の推進

〔男女の地位の平等感(総数)〕



琴浦町男女共同参画町民意識調査 (平成 23 年)

重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進（新規）

現状

男女共同参画町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に男性の4割が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている。

男性のなかには「男女共同参画は女性の問題」ととらえている人も多く、共感が得られにくい

学校教育においては比較的男女平等が進んでいる。

課題

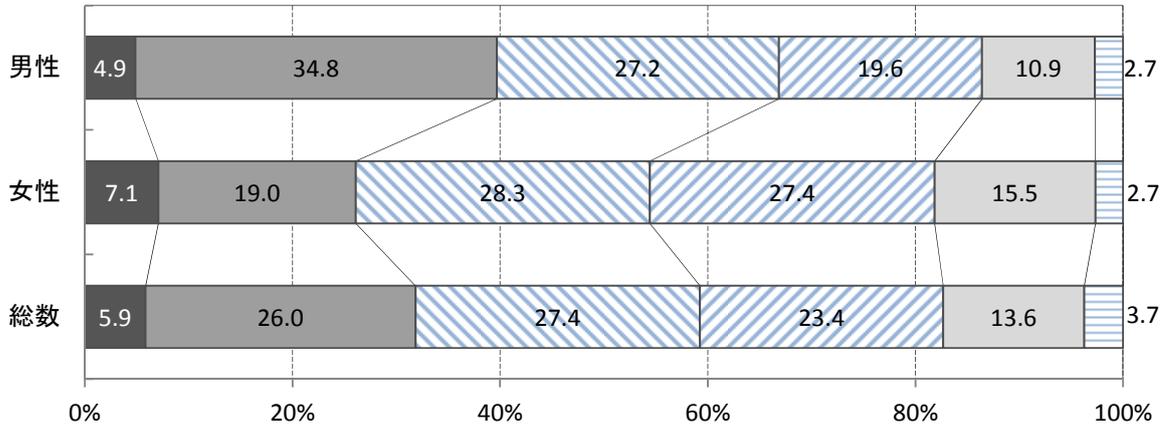
男性の意識改革

個性と能力を發揮できる大人になれるよう、子どものころから男女共同参画の視点を取り入れた学習や体験を実施することが必要

施策の方向

- (1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し（新規）
- (2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施（新規）

〔性別によって男女の役割を組める考え方について(総数・性別)〕

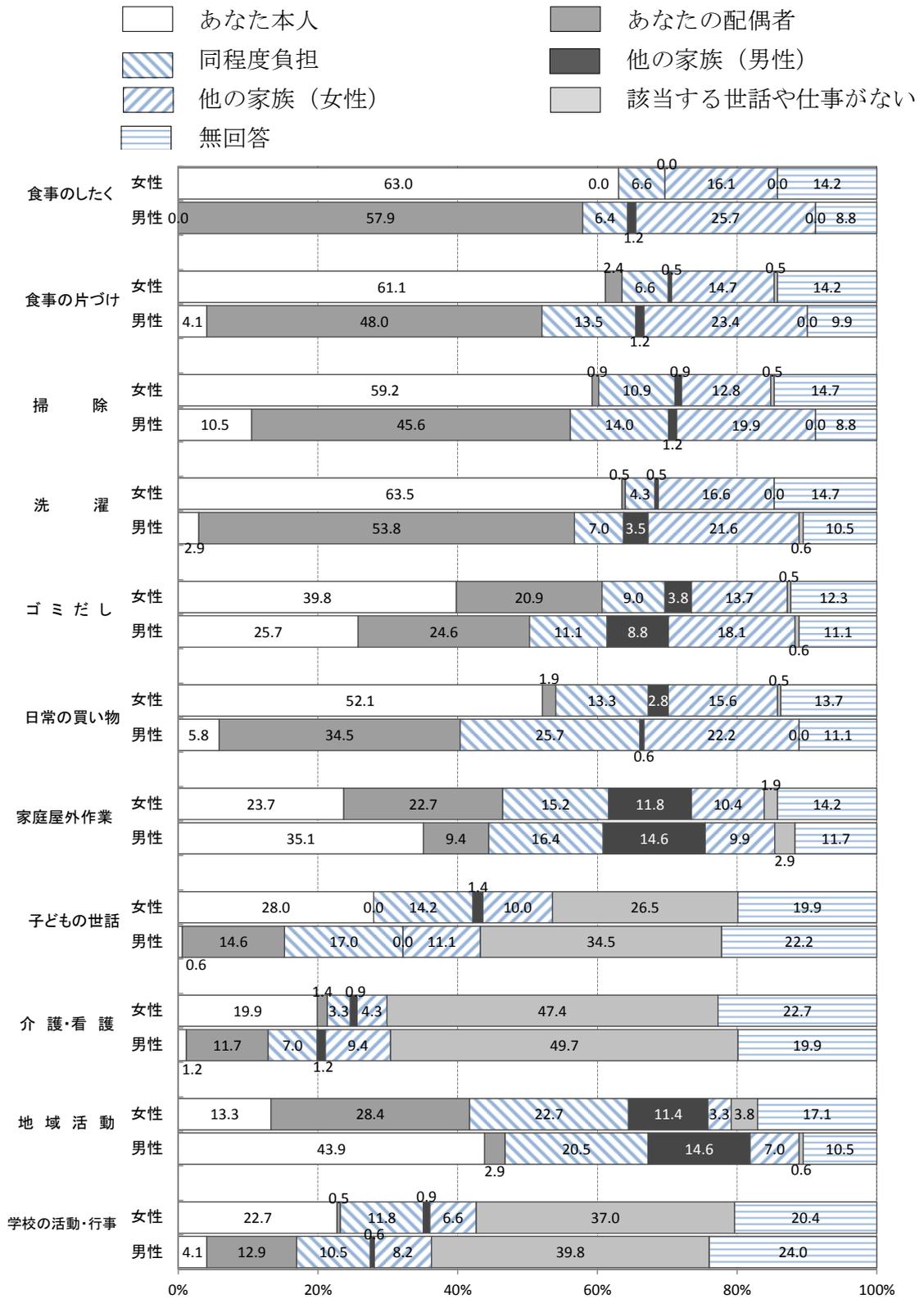


〔家事、子育て、介護などの分野で男性の参画が少ない理由(総数・性別)〕

上位5位意見を記述

総 数		男 性		女 性	
男性自身に参加することに対する抵抗感があるため	39.3%	長時間労働により、男性に時間がないため	41.8%	男性自身に参加することに対する抵抗感があるため	44.2%
昔から続く男女の役割分担であるため	37.7%	それぞれの家庭の実状に合っているため	35.3%	昔から続く男女の役割分担であるため	39.8%
長時間労働により、男性に時間がないため	35.4%	男性自身に参加することに対する抵抗感があるため	34.8%	男性による家事、子育て、介護などについて、社会の中で評価が低い	35.4%
男性による家事、子育て、介護などについて、社会の中で評価が低い	30.4%	昔から続く男女の役割分担であるため	34.8%	長時間労働により、男性に時間がないため	29.6%
それぞれの家庭の実状に合っているため	28.6%	男性が家事、子育て、介護などの技能を持たないため	27.2%	それぞれの家庭の実状に合っているため	23.9%

【家庭での役割分担(性別)】



琴浦町男女共同参画町民意識調査 (平成 23 年)

基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会の実現をめざします。

重点目標4 職場における男女平等の推進

現状

町民意識調査では、女性が仕事をするということについて「結婚、出産にかかわらず仕事を続けた方が良い」と考える人が男女共に4割を超えている一方、「結婚、出産を機に仕事を辞めたほうが良い」と考える人が3割と、女性が仕事のキャリアを中断して家事育児に専念することを良しとする風潮が残っている。

男性に比べて非正規雇用者の割合が高く、賃金も低い傾向にある。

課題

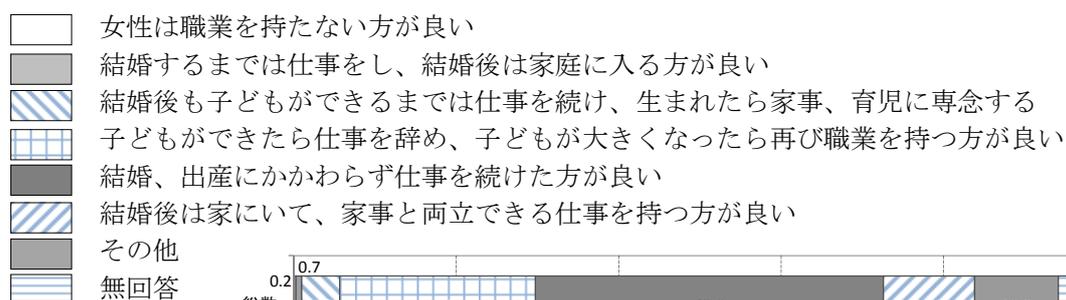
男女間にある事実上の格差（雇用の機会均等、昇進、業務内容）

結婚・子育て・介護等でキャリアを中断した女性の就業能力を高めるための支援

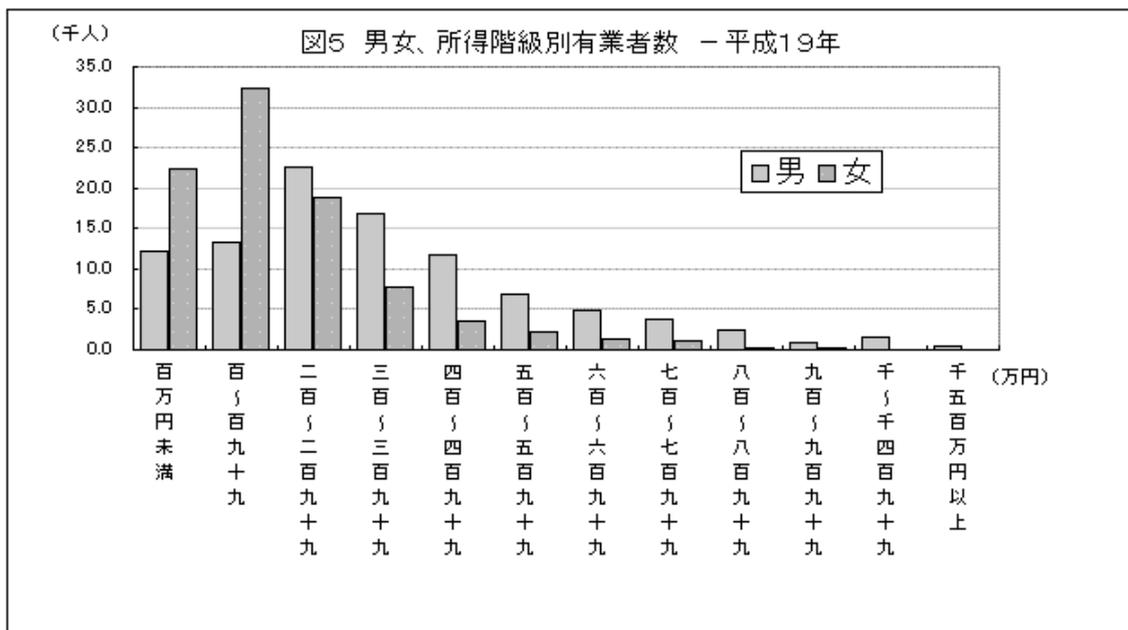
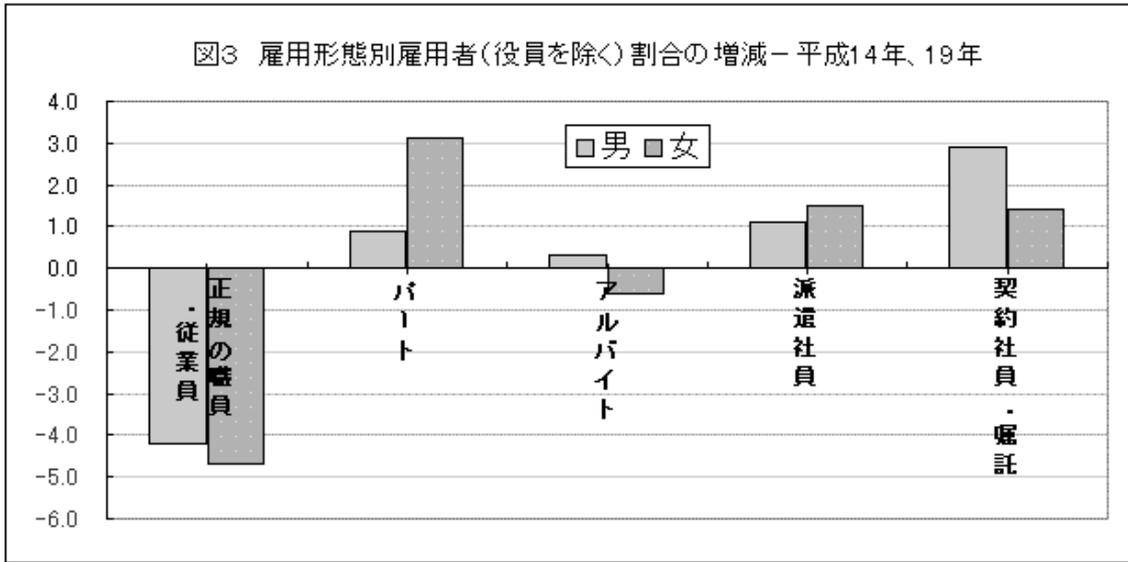
施策の方向

- (1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり
- (2) 女性の能力開発促進のための支援
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組の支援（新規・再掲）

【女性が仕事をするということについてどう思うか(総数・性別)】



琴浦町男女共同参画町民意識調査（平成23年）



平成14年・平成19年就業構造基本調査

重点目標 5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

現状

男女共同参画町民意識調査では、「女性が経営に参画している」と回答したのは農林漁業で47%、商工業で62%。男女とも、農林漁業者は商工業者に比べて労働時間や休日が定まっていないという回答が多かった。

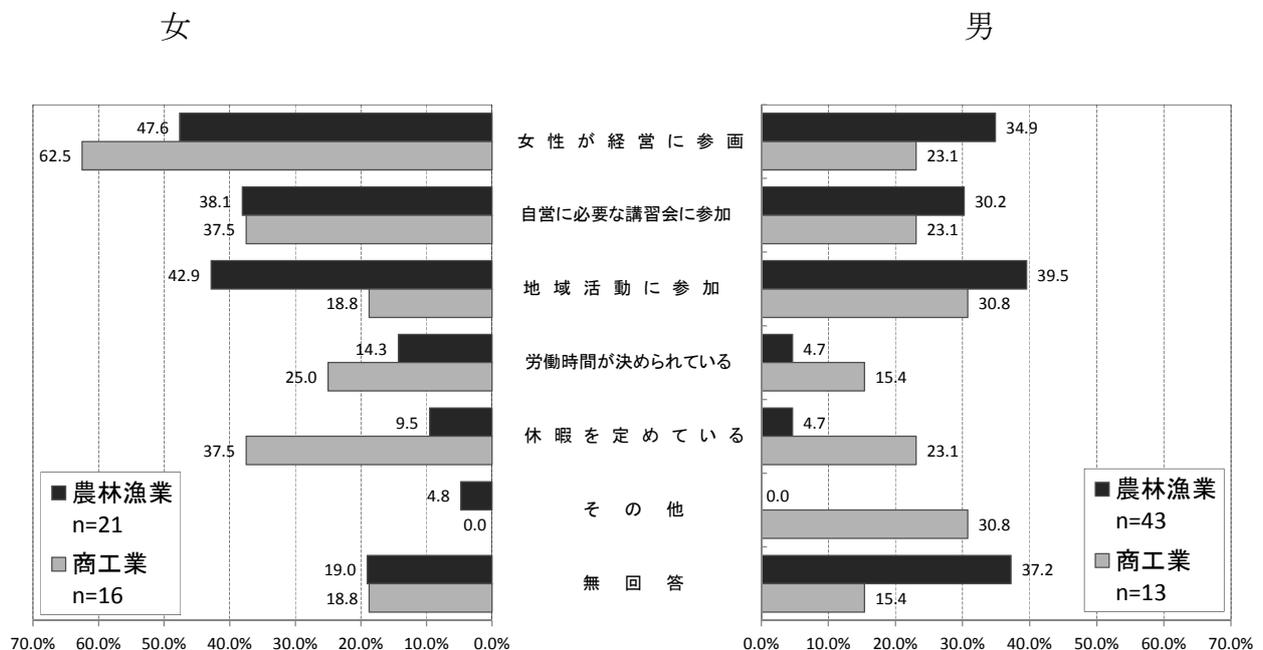
課題

女性が仕事（労働）と家事、育児、介護を担っていて過重
物事を決める過程に女性の意見が反映されていない

施策の方向

- (1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進（新規）
- (2) 方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備
- (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組の支援（新規・再掲）

〔自営業への女性の参画(性別)〕



琴浦町男女共同参画町民意識調査（平成23年）

重点目標 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状

共働き世帯では、妻の家事・育児・介護に費やす時間が夫に比べて長く女性の負担が大きい。男女共同参画町民意識調査の回答者の34%が「仕事と家事とプライベートな時間を両立したい」にもかかわらず、実際に「両立できている」と回答した人は8%。希望と現実が一致していない。

現実には男性が「仕事中心」、女性は「仕事と家事」中心の傾向。

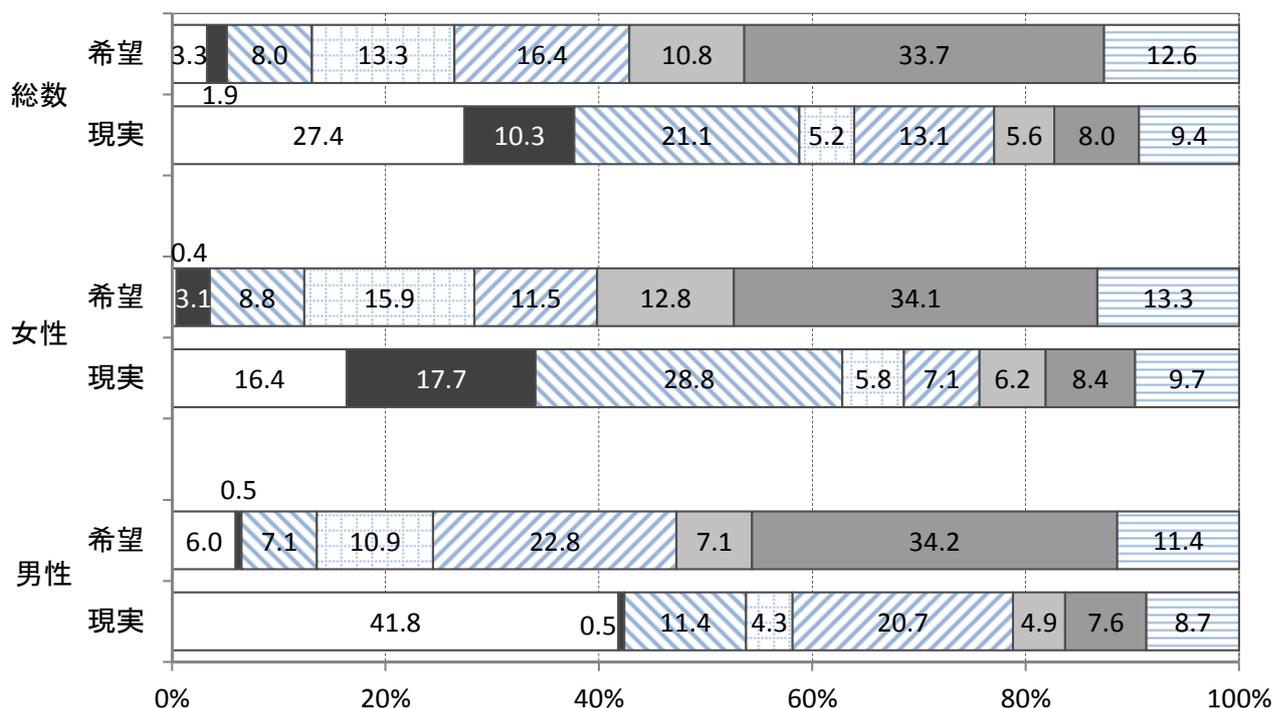
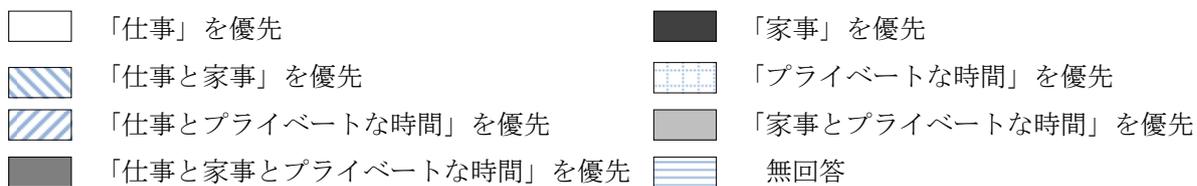
課題

男性の仕事時間、女性の家事負担を減らして現実が理想に近づくよう、意識改革、職場環境の改善、子育て・介護支援策の充実が求められている。

施策の方向

- (1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組の支援

〔日常における「仕事」「家事」「プライベート」の優先度の現実と希望(総数・性別)〕



琴浦町男女共同参画町民意識調査 (平成 23 年)

基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現をめざします。

重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

現状

高齢者や障害者手帳所持者、ひとり親家庭、在住外国人が増加している。
高齢者、障がい者の介護は、女性が担っている場合が多い。

課題

年齢や障がいの有無、言語、性別にかかわらず、だれもが安心して暮らせる社会にするための生活・就労支援が必要。
「介護は女性がするもの」性別役割分担意識を解消する。

施策の方向

- (1) 高齢者福祉計画・障がい福祉計画の推進（新規）
- (2) ひとり親家庭に対する支援（新規）
- (3) 在住外国人の支援（新規）

重点目標 8 あらゆる暴力の根絶

現状

男女共同参画町民意識調査では、男性の37人に1人、女性の8.6人に1人がDV（ドメスティック・バイオレンス）（*）被害を経験しており、DV被害経験者のおよそ半数が、誰にも相談していない。また、公的相談窓口を利用した人は非常に少なく、町の「DV・虐待相談電話」の認知度は約4人に1人と低い。

課題

DVをはじめ性犯罪、ストーカー行為、セクシャルハラスメント、児童虐待などを許さない社会づくりを進めると同時に、「相談窓口の周知」「被害者が相談しやすい環境づくり」「被害者の保護、支援」が必要

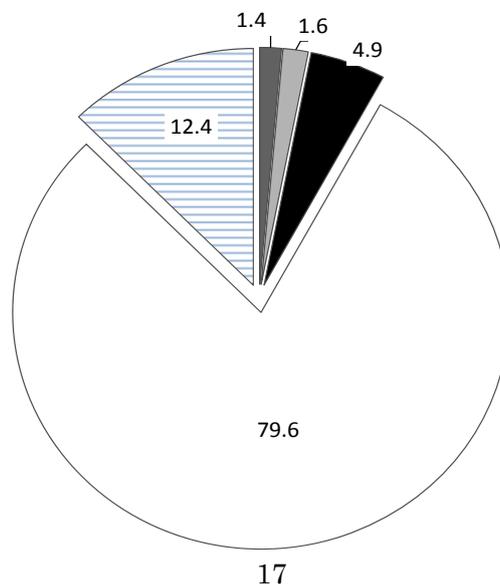
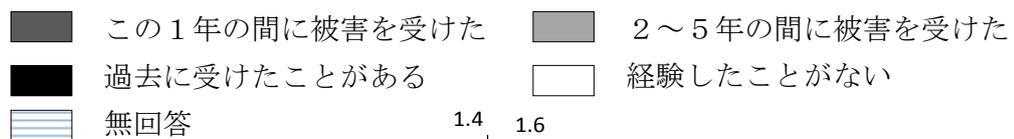
施策の方向

- （1）あらゆる暴力を許さない社会づくり
- （2）被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

（*）DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など、親密な関係にある（又はあった）カップルの間でふるわれる暴力ないしは暴力によって支配する行為

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」に関して、あなたは被害を受けたことがありますか。

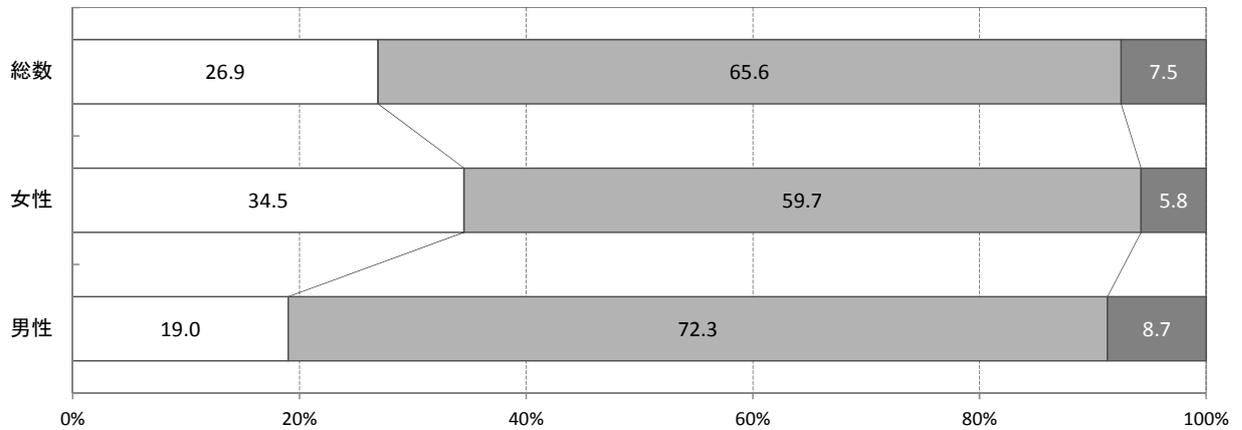


〔問19 DV被害の相談先・一覧表〕

	n	福祉相談センター(婦人相談所)や女性相談の窓口(心と女性の相談室)等に相談した	男女共同参画センターに相談した	人権相談の窓口(人権擁護委員、各種相談会等)に相談した	警察に連絡・相談した	市町村の相談窓口相談した	そのほかの公的な機関に相談した	民間の専門家や相談機関(弁護士、民間シエルターなど)に相談した	医療関係者(医者、看護師など)に相談した	学校関係者(教員、養護教員)などに相談した	家族や親せきに相談した	友人知人に相談した	その他	どこ(だれ)にも相談しなかった
総数	34	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.5	29.4	8.8	47.1
女性	26	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8	38.5	11.5	38.5
男性	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	80.0

〔問21 町がDV・虐待相談電話を設置していることを知っているか(総数・性別)〕

□ 知っていた □ 知らなかった □ 無回答



琴浦町男女共同参画町民意識調査 (平成 23 年)

重点目標 9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

現状

がん検診の受診者が少ない（鳥取県民の死亡原因のトップは「がん」）
メンタルヘルスケアの必要性（男性の自殺者は女性の3倍以上）

課題

男性とは異なり、女性は妊娠・出産の可能性を有している。性差に応じた健康面での支援が必要

心とからだの相談など健康づくりの支援

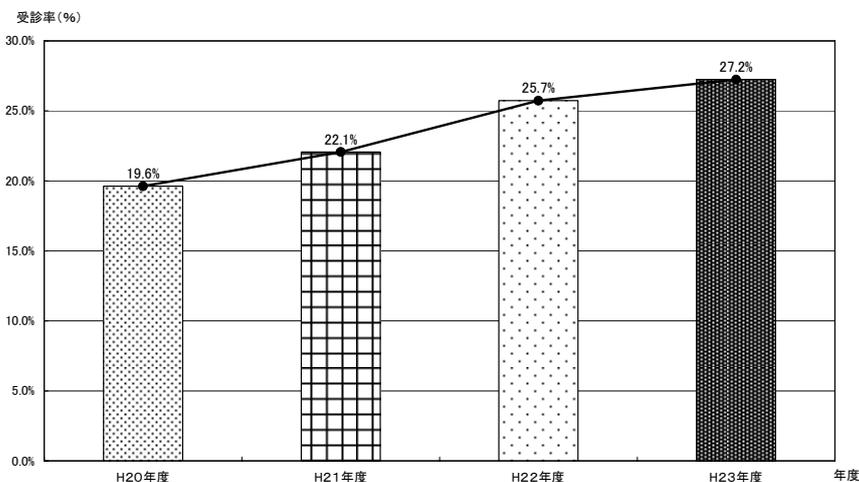
施策の方向

- (1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
(*) の啓発
- (3) 健康をおびやかす問題（性感染症、薬物乱用）についての対策の推進

(*) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱され、今日の人口問題対策の基本理念とされている。これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」をあわせた概念である。

国保特定健診及び後期高齢者健診受診率の推移



琴浦町健康対策課調べ

第3章 プランの推進体制

この計画に基づく施策を下記の体制で総合的かつ計画的に推進していきます。

1 推進体制の整備

(1) 琴浦町男女共同参画審議会

琴浦町男女共同参画審議会は、琴浦町男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき設置された附属機関です。琴浦町男女共同参画プランの策定、男女共同参画に関する施策、施策の進捗状況、その他重要事項について意見を述べることなどを役割としています。

(2) 庁内推進体制

琴浦町男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野での全庁的な取り組みが必要です。このため、庁内各課の係長以上で構成する琴浦町男女共同参画行政推進会議において、総合的な施策の推進を図ります。

(3) 県、男女共同参画センター、企業、団体等との連携

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域・職場など様々な場面で取組を進めていくことが必要です。県や男女共同参画センター「よりん彩」、企業、団体との連携を図ります。

第4章 第2次琴浦町男女共同参画プランに係る成果目標

基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

項目	現状		目標値		所管課	参考指標
町の審議会等における女性委員の割合	29.3%	H23	40%以上	H29	企画情報課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画
男女共同参画社会を知っている町民の割合	48.9%	H23	60%以上	H28	企画情報課	総合計画(後期計画)数値目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	50.8%	H23	55%	H28	企画情報課	町民意識調査
「社会通念・慣習・しきたりなど」において男女の地位が平等であると考えられる割合	9.4%	H23	20%	H28	企画情報課	町民意識調査
自治会役員(※)における女性の割合が4割を超える集落			40%	H29	企画情報課	
女性消防団員数	8人	H24	15人	H29	総務課	

(※)集落において物事を決める際に決定権のある人

基本テーマ2 多様な生き方を選択できる社会の実現

項目	現状		目標値		所管課	参考指標
子育て支援センター年間利用者数	11,040人	H22	12,000人	H28	町民生活課	総合計画(後期計画)数値目標
ファミリー・サポート・センター年間利用件数	74件	H23	200件	H28	町民生活課	総合計画(後期計画)数値目標
職場において男女の地位が平等であると考えられる割合	29.5%	H23	40%	H28	企画情報課	町民意識調査
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	14企業	H24	20企業	H29	企画情報課・社会教育課 商工観光課	

基本テーマ3 だれもが安心して暮らせる環境の整備

項目	現状		目標値		所管課	参考指標
24時間DV相談電話の認知度	26.9%	H23	50%	H28	町民生活課 企画情報課	町民意識調査
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	1.4%	H23	0%に近づく	H28	企画情報課	町民意識調査
がん検診受診率	27.6%	H22	35%	H28	健康対策課	総合計画(後期計画)数値目標
あいサポート企業・団体数	10団体	H24	20団体	H29	福祉課	

参 考 資 料

- 資料 1 琴浦町男女共同参画推進条例
- 資料 2 男女共同参画社会基本法
- 資料 3 琴浦町男女共同参画審議会委員名簿
- 資料 4 琴浦町男女共同参画審議会検討経過

○琴浦町男女共同参画推進条例

平成18年 9月22日

条例第59号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 琴浦町男女共同参画審議会(第19条—第22条)

第4章 補則(第23条)

附則

急激な少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、これからも豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女それぞれが、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画し、ともに責任を分かち合うことのできる、魅力あふれた社会の実現が不可避である。

このためには、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正し、一切の暴力を許さないなどの男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取り組みが求められている。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が琴浦町として求められている。

このような認識のもと、男女の共同による、心豊かで魅力ある琴浦町のまちづくりのために、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって

男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 男女の性別又は性的指向にかかわらず、すべての人の、人権が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (4) 町における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進にあたっては町民及び事業者等と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、琴浦町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために、必要な情報収集及び調査研究を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者等が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第15条 町の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び性別による権利侵害の申出)

第17条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、第1項及び第2項の規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 琴浦町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第19条 琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対

応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び

決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出し

なければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八

号) 施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのないものを除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

琴浦町男女共同参画審議会委員名簿

(順不同)

No.	役職	所属団体等	氏名
1	会長	公募	高塚 雅之
2	副会長	琴浦町社会福祉協議会	吉田 美由紀
3	委員	琴浦町区長会	生原 道弘
4	委員	公募	井上 耐子
5	委員	公募	大谷 迪夫
6	委員	公募	木村 英市
7	委員	琴浦町家族経営協定連絡会	高力 賢一
8	委員	琴浦町人権・同和教育推進協議会	酒本 幸栄
9	委員	学識経験者（元鳥取県男女共同参画センター職員）	寺田 ルミ
10	委員	公募	徳本 義則
11	委員	琴浦町商工会	永禮 通暁
12	委員	琴浦町男女共同参画推進会議	福本 まり子
13	委員	琴浦町女性団体連絡協議会	松岡 玉枝
14	委員	鳥取県男女共同参画推進認定企業	八嶋 美佐緒
15	委員	琴浦町地区公民館代表	山下 旭

琴浦町男女共同参画審議会検討経過

区分	日時・場所	審議内容
第1回	平成24年5月30日(水)	男女共同参画町民意識調査について 今年度の審議会開催予定について
第2回	平成24年11月1日(木)	第2次琴浦町男女共同参画プラン骨子(案)及び内容の検討方法について
第3回	平成24年11月12日(月)	第2次琴浦町男女共同参画プランの 施策体系について 基本テーマ1の内容検討
第4回	平成24年12月3日(月)	基本テーマ2及び3の内容検討
第5回	平成25年1月10日(木)	基本テーマ1～3の「施策の方向」 の内容検討
第6回	平成25年1月31日(木)	プラン骨子(案)の改正点について プランに係る成果目標の検討
第7回	平成25年2月14日(木)	第2次琴浦町男女共同参画プラン (案)について

第2次琴浦町男女共同参画プラン（案）に対するパブリックコメント実施結果報告書

意見公募のテーマ 第2次琴浦町男女共同参画プラン（案）
 意見の募集期間 平成25年2月27日～平成25年3月13日
 周知方法 町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく窓口への配架

意見の提出状況 *（ ）内は応募者数

郵便	ファックス	電子メール	役場へ持参	計
0	0	2（1）	1（1）	3（2）

意見の内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものを含む） ②既に盛り込み済み ③今後の検討課題 ④対応困難
 ⑤その他（計画と関連しないこと）

項目	応募意見の要旨	応募意見に対する町の考え方	
教職員研修の実施	「子どもの頃からの男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施」については、大いに賛成であるが、そのためには、教職員研修がしっかりとなされるべき。また、教材化がなされているのか。	小中学校では、児童生徒の発達段階に応じて男女共同参画につながる学習を行っています。 例えば、学級活動、道徳、保健体育、家庭科などの各教科領域の中で発達段階に合わせて、「男女仲良くする」「友だちを大切にする」「家族の協力」等をねらいとした学習を行っています。また、命の教育や性教育に関しては、外部から講師を招いて学習や講演会等も行っています。人権学習において、児童生徒の興味や関心に応じて、女性差別の問題について学んでいる学校もあります。	①

		<p>教職員については、教材研究をしたり、児童生徒と共に学んだりしながら男女共同参画への理解を深めているところです。町などが主催する研修会等に参加している教職員もみられます。</p> <p>男女共同参画に関する教職員研修や学習企画について、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携が図られるよう、各学校への情報提供等に努めていきます。</p>	
男女の人権の尊重	男女が互いに人権を尊重する町にするために、琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画はどのように行っているか。	<p>琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画においては、施策の目標の一つに「男女共同参画社会の実現」を掲げ、部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて様々な施策を実施しています。琴浦町男女共同参画プランはこうした個別計画を横断的に結び付けて、町における基本的な取組みの方向と具体的な施策を示しています。</p>	②
推進体制	倉吉市では人権政策課が幅広い視点で男女共同参画推進の取組みを進めている。同市の体制に学ぶところがあるように思う。	<p>琴浦町では、企画情報課が男女共同参画プランの計画策定、進捗管理を、社会教育課が住民等への啓発事業を担当しています。プランに基づく施策を総合的、かつ計画的に推進する庁内横断組織「琴浦町男女共同参画行政推進会議」等において、倉吉市における取組みで参考にできるものがあれば、検討していきます。</p>	③